

家畜衛生便り

令和8年7月1日発行

西部家畜保健衛生所 ○吉野川庁舎 〒776-0002 吉野川市鴨島町麻植塚136-3 TEL 0883-24-2029 FAX 0883-24-1397
○東みよし庁舎 〒779-4703 三好郡東みよし町中庄856-1 TEL 0883-82-2397 FAX 0883-82-4843
家畜保健衛生所ホームページURL <https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippanokata/sangyo/chikusangyo/2014022000090/>

家畜の暑熱被害に備えましょう

家畜が暑さを感じはじめる温度

約19°C

約22°C

約26°C

畜産への被害

家畜のへい死

乳量、産卵率の低下

食欲不振

繁殖能力の低下

引用：やさしい畜産技術の話

暑熱被害を防ぐためには、事前の「備え」が重要です



家畜の体感温度の低下に努める。

飼育密度の緩和、換気扇や扇風機による畜体等への送風や散水、散霧を行い家畜の体感温度を低下させることが重要です。



畜舎環境を改善する。

寒冷紗やよしずによる日除け、屋根裏・壁・床への断熱材の設置及び屋根への消石灰の塗布等を行うことが重要です。



飼養管理

良質で消化率の高い飼料の給与、ビタミンやミネラルの追給及び清浄で冷たい水の給与をすることが重要です。



飼料作物の管理

夏枯れ等により草勢の低下が見られた場合には、必要に応じて追播や、は種直後の雑草防除等適確な維持管理作業を行うことが重要です。

畜産農家の皆様も、水分・塩分の補給や、涼しい場所での休憩など、**熱中症予防対策**を心がけてください。

家畜伝染病予防法改正について

背景

- 令和6年11月、福岡県でランピースキン病の変異ウイルスが発生、熊本県まで被害が拡大
- 令和2年より豚熱の新型PCR検査を実施。検査技術の確立を踏まえた殺処分とすることが肝要
- また、県の獣医師の業務量が過大となる中、効果的なワクチン接種の実施体制の構築が急務
- 近年、違法輸入畜産物の国内の外国食材店での販売が散見され、早急に対応が必要

法律の概要

1. ランピースキン病を家畜伝染病に格上げ

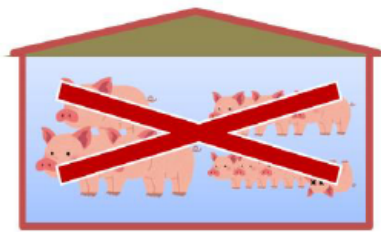
- 届出伝染病から家畜伝染病へ格上げし、緊急ワクチン接種、殺処分、移動制限等を義務付け（注：届出伝染病については予防検査のみ可能）
【第2条第1項、第17条第1項、第21条第1項】



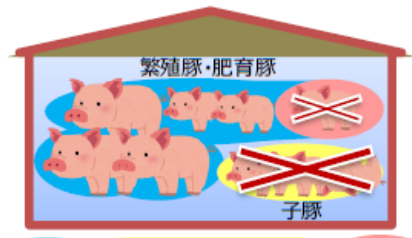
2. 豚熱への効率的・迅速な対応

(1) 豚熱に係る選択的殺処分の実施

新型PCR検査による知見を踏まえ、全頭殺処分から、子豚や症状があり検査陽性となった豚を殺処分とする方法に変更
【第16条第1項、第17条】



全頭殺処分



豚熱陰性

選択的殺処分

豚熱陽性

(2) 豚熱ワクチン接種者の確保等

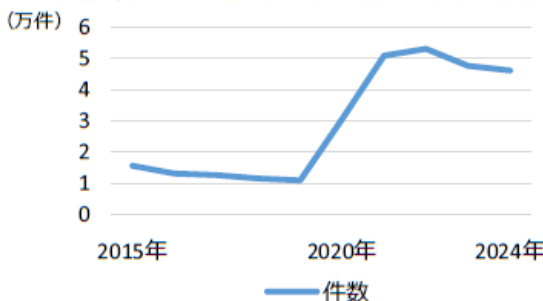
- 都道府県からの要請があった場合、研修を受け獣医師相当の接種技術を備えた飼養衛生管理者も豚熱ワクチン接種が可能となる特例を措置【原始附則第5条～第10条】
- 豚熱ワクチン接種後の確認検査を、都道府県から大学や民間検査機関に委託した場合、委託費の1/2を国が負担
【第60条第1項】

3. 輸入禁止品への対応強化

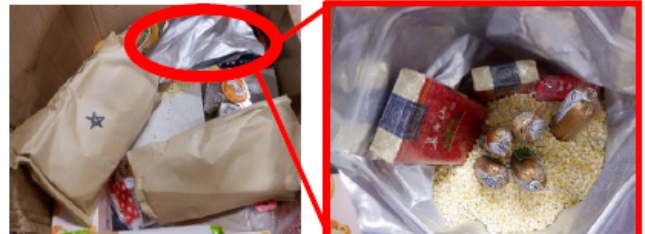
- AIを活用したX線画像解析等により輸入検疫体制を強化しつつ、以下の手当を措置

- 輸入禁止品の販売等を禁止
【第44条の2】
- 家畜防疫官に、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品の廃棄権限等を付与
【第51条第2項～第6項】

◆国際郵便による違反畜産物の持込み件数の推移



◆発覚から逃れるため、ソーセージと一緒にタバコやコーンを同梱した事例



開封後

施行期日

令和8年7月1日

(ただし、2(1)、(2)②は本改正法の公布の日(令和8年5月19日)。2(2)①は令和9年5月1日)

伝染病予防のため、 飼養衛生管理を徹底しましょう

家きん舎の周囲には、病原体が侵入する経路が多く存在しています。
今一度、**点検・確認**をお願いします！

予防対策の重要ポイント



① 人・物・車両によるウイルスの持ち込み防止

- ・衛生管理区域、家きん舎への出入りの際の洗浄・消毒の徹底
- ・衛生管理区域専用の衣服、靴、家きん舎ごとの専用の靴の使用
- ・上記措置の記録

② 野生動物対策

- ・防鳥ネットの設置・修繕、壁の破損・隙間の修繕
- ・家きん舎周囲の清掃、整理・整頓
- ・上記措置の定期点検

家畜保健衛生所では農場へ立入検査を実施し、
飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行っています。
検査への御協力をお願いいたします。

**集卵ラインの隙間から
ネコが侵入することも!**

(農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→)



飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください
連絡先：西部家畜保健衛生所吉野川庁舎：0883-24-2029

れいわ ねん がつ にち かちくでんせんびょうよぼうほう かいせい
令和8年7月1日から家畜伝染病予防法が改正されます

- ゆにゆうけんさ う ゆにゆう にく
• **輸入検査を受けずに輸入された肉、**
にくせいひん こくない か
肉製品は、国内で買ったものでも、
はんぱいきんし
販売禁止になります

- どうぶつけんえきしょ たちいりけんさ
• **動物検疫所が立入検査に**
いくことがあります



はんぱい かちくでんせんびょうよぼうほう
もしも、販売したら、家畜伝染病予防法により、



まんえん ばっきん
300万円の罰金や、

ねん けいむしょ い
3年まで刑務所に入れられる ことがあります



にく にくせいひん やさい くだもの てつづ
肉、肉製品、野菜、果物は、手続きをせずに

がいこく にほん も
外国から日本に持ってきてはいけません

だれ にほん おく
誰かに日本に送ってもらうのもいけません

かちく びょうき はっせいじょうきょう にほん も こ
家畜の病気の発生状況などにより、日本への持ち込み

くに・ちいき
ができない国・地域があります。

も がいこく にほん おく まえ
持ってきたいときは、外国から日本に送る前に

にく どうぶつけんえきしょ やさい くだもの しょくぶつぼうえきしょ そうだん
肉は動物検疫所へ、野菜や果物は植物防疫所に相談してください



ゆにゆうきんしちいき もの
輸入禁止地域と物

といあわせさき

どうぶつけんえきしょ
動物検疫所
にく にくせいひん
(肉、肉製品)



しょくぶつぼうえきしょ
植物防疫所
やさい くだもの
(野菜・果物)



MAFF
農林水産省

収入証紙^(※)の



販売・使用を 終了 します

(※)収入証紙は、運転免許の更新やパスポートの申請などで、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を収めるものです。国の「収入印紙」とは異なりますので御注意ください。

証紙の**販売**は
令和8年(2026年)
9月末まで

証紙の**使用**は
令和9年(2027年)
3月末まで

未使用証紙の**還付**は
令和13年(2031年)
9月末まで

令和8年10月以降、未使用の収入証紙は、返還いただくと額面金額を還付します。
詳しい手続については、今後、県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代えて、県の手数料等をいろいろな方法でお支払いいただけます。

※申請手続によって、支払方法や利用開始時期が異なります。

(全ての手数料等について、下記の方法でお支払いいただけるわけではありません。)

詳しくは、順次 県ホームページ等でお知らせします。

窓口申請の場合

- **クレジットカード**
VISA、Mastercard、JCB
- **コード決済**
PayPay、d払い、楽天Pay、auPay
- **電子マネー**
交通系電子マネー(Suica等)、WAON、
楽天Edy、nanaco、QUICPay など

電子申請の場合

- クレジットカード
- PayPay
- d払い
- auかんたん決済
- Pay-easy(ペイジー)
※ペイジー対応の金融機関のATM
やインターネットバンキングから
納付する方法



※ このほか、県が発行する納付書を使用して、金融機関窓口等で現金によりお支払いいただくこともできます。
希望される方は、各申請書等の提出先へお問い合わせください。

詳しくは
こちら ▶

